

社会起業家支援事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

社会起業家支援事業

2 事業の目的

本事業では、仙台・東北を牽引するロールモデルとなるインパクトスタートアップの創出を目的とする。なお、本事業における「インパクトスタートアップ」とは、多様化する地域・社会課題の解決と持続可能な経済的成長の両立を目指すスタートアップをいう。

本事業では、仙台・東北で活動する起業家及び潜在的な社会起業家層を発掘するとともに、事業立ち上げや成長に向けた支援を実施する。また、次世代起業家育成支援として、大学生・大学院生を対象とした社会起業家育成プログラムを実施し、仙台・東北で活動する社会起業家への理解や関係性を深めるとともに、社会起業に関心を持つ人材層のすそ野の拡大及び地元定着を促進する。

3 業務の内容

(1) 社会起業に関するイベント・ワークショップの実施

ア イベントの実施

- ・仙台・東北で活動する社会起業家への理解や関係性を深め、社会起業に関心を持つ人材層のすそ野の拡大を図るとともに、下記(2)において実施する東北ソーシャルイノベーションサミットに登壇する5名程度の選定に係る起業家の募集及び別途本市が実施する「インパクトスタートアップ創出事業」における伴走支援プログラムの採択者募集に際し、応募者数の量・質を確保するため、7～9月に3回以上、対面及びオンラインを併用したハイブリッド形式により実施すること。このうち2回は宮城県外の地域で開催することとする。なお、イベントの開催方法、開催地域、登壇者の選定等については事業目的を踏まえ、発注者と協議の上決定すること。

数値目標：イベント参加者数 延べ90名（オンライン参加含む）

イ ワorkshopの実施

- ・社会起業準備者や社会起業家（創業5年以内を目安）を対象とし、社会課題の解決とビジネスの両立を目指す上で必要とされる知識等を学ぶためのワークショップを3回以上開催すること。後述(2)の登壇者は原則として参加とするものとする（対面及びオンラインを併用したハイブリッド形式により開催）。なお、ワークショップの内容や講師の選定等については事業目的を踏まえ、発注者と協議の上、決定すること。

数値目標：ワークショップ参加者数 延べ30名（後述(2)の採択者除く）

(2) 東北ソーシャルイノベーションサミット登壇に向けた支援

- ・社会起業準備者や社会起業家（創業5年以内を目安）から、後述の東北ソーシャルイ

ノベーションサミットに登壇する者を概ね5者程度を募集・選定し、採択者として登壇に向けたビジネスプランやプレゼンのブラッシュアップ等の支援を3か月程度実施すること。なお、社会課題の解決とビジネスの両立を目指す上でより効果的と思われる支援内容については、受託者から提案すること。

(3) 東北ソーシャルイノベーションサミットの企画及び運営

- ・(2)の登壇者及び本市が実施するインパクトスタートアップ創出事業の採択者、東北・全国で活躍する社会起業家や支援者等によるキーノートまたはパネルディスカッションを中心とした東北ソーシャルイノベーションサミットを仙台市内で開催すること。
- ・本イベントの実施に当たっては、企画、会場及び会場付帯設備確保（会場使用料等の費用※の支払いを含む）、登壇者の確保、広報、カメラマンの手配、集客、会場設営（音響・照明等含む）、当日の運営、配布資料制作、アンケート、仙台市公式YouTubeチャンネル「せんだいTube（<https://m.youtube.com/watch?v=AomqC05fEuc&list=PLyYrwIoRqZJgz1VMV0paapirHu0MzxwwG&index=1&pp=iAQB>）」にアップロードすることを前提とした動画撮影及び編集、キーノート等の登壇者や審査員謝金等の費用負担及び支払等を行うこと。

※令和7年度実績：清掃費等7万円程度

- ・会場設営に当たっては、来場者の属性等を考慮し、キッズスペースの設置など柔軟に対応すること。

なお、キーノート等の登壇者や審査員については事業目的を踏まえ、発注者と協議の上、決定すること。

実施時期：令和9年2月11日（予定）

実施内容：東北・全国で活躍する社会起業家や支援者等によるキーノートまたはパネルディスカッション、採択者によるプレゼンテーション、交流会等

実施場所：仙臺緑彩館 交流体験ホール（予定）

（仙台市青葉区川内追廻無番）

(4) 過年度採択者のフォローアップ

- ・平成29年度から平成30年度の「東北ソーシャル・イノベーション・ネットワークハブ構築事業」、令和元年度から令和3年度の「ソーシャルイノベーター育成・支援事業」、令和4年度から令和5年度の「ソーシャル・インパクト加速化事業」、令和6年度の「ソーシャル・インパクト創出事業」、及び令和7年度の「社会起業家支援事業」にて支援した採択者に対して、それぞれのニーズにあわせた情報提供等を実施すること。
- ・本事業の採択者と過年度採択者を含めた社会起業家によるコミュニティ等を創出することにより、連続的に社会起業家が生まれるエコシステムの構築に努めること。な

お、フォローアップの実施に当たっては、過年度事業の受託者と連携し、支援方針を共有のうえ、継続的なフォローアップを行うよう努めること。

(5) 大学生向けプログラムの実施

- ・仙台・東北で社会課題解決に取り組む起業家の現場を訪問するフィールドトリップを実施し、社会起業家への理解を深めるとともに、社会課題への向き合い方やビジネスアイデア等を学ぶプログラムを実施すること。
- ・本プログラムを通じて、本市と「みちのくアカデミア発スタートアップ共創プラットフォーム」(MASP) が共催する社会課題解決型実践プログラムの応募勸奨を実施すること。なお、訪問先への移動は仙台を起点とし、借り上げバス等での日帰り移動を基本とすること。

数値目標： 仙台市内の大学生・大学院生 30名

(6) 情報発信・広報

- ・プログラム HP や SNS の活用やメディア等との連携により、本事業の実施状況等について継続的に情報発信を行い、本市の社会起業家支援事業の認知度向上を図るための広報を企画・実施すること。
- ・委託契約期間中において、プログラム HP の保守・運用(サーバー・ドメイン費用の支払いを含む)を行い、委託契約終了後も一定期間はドメインを保持すること。
- ・写真や動画を HP や SNS 等に掲載する場合は、被写体の承諾を事前に得ること。また、著作権や肖像権、パブリシティ権を侵害しないこと。

(7) アンケート等の実施

- ・本業務において実施するイベント、プロジェクト等の参加者及び本事業の採択者に対し、毎回アンケートを実施し、業務の効果を把握するとともに、次回以降の改善に活かすこと。

(8) 成果報告書の納品

- ・本業務終了時には、(1)から(7)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、採択者の連携内容、社会起業家支援の方策、東北の起業家・エコシステムの現状やその強化に向けた方策等の見解・提言をまとめた報告書を作成し、紙媒体(A4判)及び電子データ(ファイル、写真・映像データ)で納品すること。

(9) その他

ア 本事業は、インパクトスタートアップの創出を目的とするものであり、本市が別途実施する「インパクトスタートアップ創出事業」と目的を同じくし、両事業を一体的に実施するものである。本事業の実施に当たっては、同事業の受託事業者と密

に連携し、事業効果の最大化に努めること。

イ 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援業務との連携を図るよう努めること。(例: 仙台市産業振興事業団「アシ☆スタ」、仙台スタートアップスタジオ等)

ウ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

エ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。

オ 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時発注者に報告するとともに、定期的に関催する進捗確認会議及び必要に応じて実施する打ち合わせにおいて、協議及び調整を行うこと。

4 委託料

委託料の上限額 8,650,000 円 (消費税及び地方消費税含む。)

5 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日(金)まで

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは発注者及び受託者の協議により定める。また、より効果的なプログラムを提案することは差し支えない。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について発注者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、発注者へ提出すること。
- (4) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shoga.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (5) イベントの実施にあたっては、別添の「イベントにおける環境配慮の手引き」を参考に、温室効果ガスの排出削減や、プラスチック資源をはじめとした資源の分別、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組むなど、できる限り環境配慮に努めること。
- (6) 業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (7) 個人情報保護に関わる事故等が発生した場合は、直ちに仙台市へ全て報告し、対応策を協議すること。
- (8) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー (<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>)」(以下、「ポリシー」)、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン (<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>)」(以下、「ガイドライン」)」、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取

扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。個人情報の情報システム処理を行う場合は、ガイドラインに基づく外部委託審査を経る必要があることをふまえ、ポリシー「第 2 章 情報セキュリティ対策基準 (3) 情報資産の分類と管理」に適合する情報システム及びネットワークにより行うこと。

(9) 本業務の実施にあたり、個人情報を含むデータの授受については、Microsoft Teams を使用し、委託者が指定する方法に従って行うものとする。

(10) 受託者は、本業務に係る契約の終了後、他社に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、円滑な引継ぎに努めるものとする。